

平成20年度オゾン層保護対策推進月間 地方公共団体における取組

別添

| 都道府県・政令指定都市名 | | 実施項目 | 実施内容 | 趣旨(目的、狙い、対象者など) |
|--------------|---|---|--|---|
| 北海道 | 1 | ポスター・パンフレットの配布 | ポスター・パンフレットを道及び市町村施設に掲示 | 道民全般 |
| 青森県 | 1 | ポスターの掲示、パンフレットの配布等 | 「もったいない・あおもり県民運動」推進大会(10月18日)において、オゾン層保護に関するポスターを掲示し、パンフレットを配布 | 一般廃棄物の減量化及び3Rの推進のため開催する本大会において、県民、事業者、市町村を対象に、オゾン層保護及び地球温暖化防止のため普及啓発を実施する |
| | 2 | | 市町村や関係機関へオゾン層保護に係るパンフレットを配布 | 市町村、関係団体(自動車リサイクル法、フロン回収破壊法)を対象に、オゾン層保護及び地球温暖化防止のため普及啓発を実施する。 |
| 岩手県 | 1 | ポスターの掲示及びパンフレットの配布 | ・関係機関等にポスター・パンフレットを配布。 ・イベント(環境王国展)会場においてポスターを掲示し、パンフレットを配布 | 関係機関・団体、事業者、県民等に対し、広く普及啓発を図る。 |
| | 2 | 広報活動 | ・ラジオ放送 ・TV(地上デジタル放送)放映 ・県ホームページ・メールマガジンへの記事掲載 | 県民、事業者等に対し広く周知・啓発を図る。 |
| | 3 | 改正フロン回収・破壊法 の周知徹底 | 説明会の開催 ・9月29日(月) ・会場:いわて県民情報交流センター「アイーナ」 | 関係団体、事業者等広く呼びかけ、機器所有者から回収業者までの各関係者へ改正法の周知徹底を図る。 |
| 宮城県 | 1 | ポスターの掲示とパンフレットの配布(オゾン層保護) | 県関係機関におけるポスター、パンフレット等の陳列、掲示と、市町村、関係団体への配布 | 県民全般へのオゾン層保護等に関する普及啓発 |
| | 2 | パンフレットの配布(フロン回収・破壊法) | フロン類回収業者、関係機関・団体等へのパンフレットの配布 | フロン回収関係者へのフロン回収・破壊法の周知 |
| 秋田県 | 1 | ポスター・パンフレットの配布 | 県(本庁、出先機関)、市町村、秋田県地球温暖化防止活動推進センター、秋田県冷凍空調設備工業会等にポスター・パンフレットを配布 | 県民に対してオゾン層保護・及び改正法施行についての周知を図る。 |
| | 2 | ホームページによる広報 | 県ホームページによりフロン回収・破壊法について広報 | 県民に対してフロン回収・破壊法についての周知を図る。 |
| 山形県 | 1 | ポスター・パンフレットの配布 | ポスターの掲示及びパンフレットの配布 | 市町村等自治体関係機関、関係事業者・団体、県民への法制度の周知、オゾン層保護対策の普及啓発を図る |
| 福島県 | 1 | ポスター・パンフレットの配布及び掲示 | オゾン層保護月間に関するポスター、パンフレットの配布及び掲示 | 県民 |
| | 2 | 県政ラジオ番組、県ホームページでの広報 | ラジオ番組でのオゾン層保護月間の広報、ホームページでのフロン回収・破壊法の説明 | 県民、事業者 |
| | 3 | 福島県フロン回収事業協会主催イベントへの共催 | 有限責任中間法人福島県フロン回収事業協会が行う「フロンシンポジウム」(10月1日)への開催協力 | 県民、事業者 |
| 茨城県 | 1 | ポスターの掲示・パンフレットの配布 | 県関係機関、関係団体及び各市町村へポスター及びパンフレットを配布 | 一般県民や関係事業者に対して普及啓発を図る。 |
| | 2 | 県ホームページでの広報 | オゾン層保護対策推進月間をホームページで紹介。 環境省及び経済産業省の関連ホームページへのリンク掲載。 | 利用が増加傾向にあるインターネットを利用し、一般県民や関係事業者に対して、更なる周知を図る。 |
| 栃木県 | 1 | 普及啓発・広報活動 | パンフレットの配布 | 関係機関・団体、事業者等を対象とし改正フロン法に対する一層の周知を図る。 |
| | 2 | 普及啓発・広報活動 | 県政番組(栃木放送)による広報 | 一般県民を対象とし、オゾン層保護、フロン回収について啓発活動を行う。 |
| 群馬県 | 1 | フロン回収技術講習会(群馬県フロン回収事業協会と共催) | ・改正フロン回収破壊法について ・フロンと地球環境について ・フロンの回収技術と破壊処理について ・修了試験 ・回収業者の登録方法等について | フロン回収業者として登録しようとする者及び業者登録している事業所に所属しフロンの回収に携わる者等 |
| | 2 | 普及啓発・広報活動 | 啓発パンフレット及びポスター等の配布・掲出 | 関係機関・団体等 |
| 埼玉県 | 1 | フロン回収の啓発 | 埼玉フルオロカーボン(FC)通信(協議会会員報)発行 | 埼玉県フロン回収・処理推進協議会会員向けにフロン回収の啓発を行う |
| | 2 | フロン回収の啓発 | 環境イベントにおけるパネル展示、パンフレットの配布 | 一般向けにフロン回収の啓発を行う |
| 千葉県 | 1 | 普及啓発用パンフレット(環境省、経済産業省作成)及びポスター(環境省作成)の配布・掲示 | パンフレット及びポスターを配布ならびに掲示し、広く県民、関係事業者等に対して法制度やオゾン層保護の重要性を周知 | 県民、フロン類回収業者、関係団体、県内市町村 |

| 都道府県・政令指定都市名 | | 実施項目 | 実施内容 | 趣旨(目的、狙い、対象者など) |
|--------------|---|--|--|--|
| 東京都 | 1 | 普及啓発ポスター、パンフレットの掲示・配布 | 都及び区市町村で、ポスター及びパンフレットを掲示・配布し、オゾン層保護対策に係る普及啓発を行う。 | 都民、事業者等 |
| | 2 | 改正フロン回収・破壊法の周知 | 改正フロン回収・破壊法についての説明会を実施。 9月16日(火)、17日(水) 10月7日(火)、8日(水) | 都民、フロン回収業者、建設・解体業者、産廃業者等 |
| 神奈川県 | 1 | 普及啓発パンフレット、ポスターの掲示及び配布 | オゾン層保護に係るパンフレット、ポスターを掲示及び配布 | 県民、県内市町村、業界団体等 |
| 新潟県 | 1 | オゾン層保護対策の普及啓発 | 県のホームページ、ポスター及びパンフレット等によりオゾン層保護対策の普及啓発を図る。 | 〈目的・狙い〉 フロンの地球温暖化への影響は、二酸化炭素の数百倍から一万倍と非常に大きいことから地球温暖化防止のためにもフロンの排出抑制・削減に向けて関係団体等と連携し、取り組んでいく必要がある。 〈対象者〉 事業者、業界団体、市町村等 |
| | 2 | 改正フロン回収・破壊法の周知 | ・業界団体等が実施する研修会や総会において法の内容を説明し、適切な回収・破壊について周知を図る。 ・業界団体等の発行する機関誌などに法の内容の掲載を依頼し、周知を図る。 | 〈目的・狙い〉 フロンの排出抑制・削減を徹底するため、フロン回収業者等の関係業界に強く働きかける必要がある。 これら関係業界等の研修会等の活用や定期的に発行される機関誌等への掲載を通じて法の内容を周知する。 〈対象者〉 県冷凍空調設備保安協会、県フロン回収事業協会等8団体 |
| 富山県 | 1 | 普及啓発パンフレット(環境省、経済産業省作成)、ポスター(環境省作成)の配布・掲示。 | 左記パンフレット及びポスターを配布、掲示。 | ○目的・狙い オゾン層保護に係る普及啓発を行う。 ○対象者 県民、事業者、業界団体等 |
| | 2 | スポット広報(テレビ、ラジオ)、情報ボードでの情報提供。 県ホームページでの情報提供。 | 地球温暖化対策を含めたオゾン層保護の普及啓発。 | ○目的・狙い オゾン層保護と地球温暖化対策の重要性を、県民に分かりやすく周知することで、ノンフロン化と適正なフロン回収を訴える。 ○対象者 県民 |
| 石川県 | 1 | ラジオ放送 | オゾン層保護対策推進月間及びフロン回収破壊法の周知を図る。 | 県民 |
| | 2 | 普及啓発パンフレット・ポスター(環境省・経産省)の配布及び掲示 | 左記パンフレット及びポスターを各市町、県関係課、業界団体に配布し、普及啓発を図る。 | 業界団体 県民 |
| 福井県 | 1 | 広報啓発資料配布 | パンフレットの関係団体への配布 県関係機関、市町村庁舎等窓口でのパンフレット設置およびポスターの掲示 | フロン回収業者や機器所有者等を対象とした広報・周知 |
| | 2 | 環境関係セミナーの場を活用した広報 | 環境関係セミナー(9/4)での取り組み案内・パンフレット等の配布 | 機器所有者を対象とした普及啓発 |
| 山梨県 | 1 | オゾン層保護対策の普及啓発 | 市町村へのポスター・パンフレット等啓発資材の配付 | オゾン層保護対策の重要性について広く住民及び事業者への周知を図る。 |
| 長野県 | 1 | ポスター、パンフレットによる広報 | ポスター、パンフレットをフロン回収推進協議会会員、市町村、県関係機関に配布、掲示 | 県民に対して、オゾン層保護の啓発 |
| 岐阜県 | 1 | 各種媒体を活用した周知啓発 | ・県広報紙、県政ラジオ番組にて、オゾン層保護対策に係る周知啓発を行う。 ・毎月配信している環境メールマガジンに記事を掲載する。 ・県及び市町村庁舎等でポスターを掲示する。 ・食品衛生責任者講習会テキストにフロン回収破壊法概要を掲載し周知啓発する。 | 対象: 県民 対象: 食品営業関係者 |
| | | | | |
| 静岡県 | 1 | オゾン層保護推進月間広報 | ラジオ(2局) 文字放送 バス停、バス・電車内に設置の電光掲示板 県発行メールマガジン ポスター・パンフレット配布 | 県民、県内市町 |
| | 2 | フロン回収技術者講習会(8月28日) (静岡県フロン回収促進連絡会議主催) | フロン回収・破壊法について オゾン層保護とフロン対策について フロン回収技術と破壊処理について | フロン類回収業者及び今後フロン類回収業者として県知事登録する事業所に所属する者 |

| 都道府県・政令指定都市名 | | 実施項目 | 実施内容 | 趣旨(目的、狙い、対象者など) |
|--------------|---|---|---|--|
| 愛知県 | 1 | オゾン層保護推進大会 (9月16日) | <ul style="list-style-type: none"> ・フロン回収に関する法律の概要について ・愛知県フロン回収・処理推進協議会の取組について ・講演会 | <p>目的: 講演等を通じ、オゾン層保護の意義について周知を図る</p> <p>対象者: 愛知県フロン回収・処理推進協議会会員、県内市町村、一般</p> |
| | 2 | オゾン層保護キャンペーン | <ul style="list-style-type: none"> ・金山駅大型映像装置にてオゾン層保護推進月間の周知 ・啓発資料の配布 | <p>目的:映像の放映、啓発資料(メモ帳)の配布を通じて、広く県民に対してオゾン層保護に係る普及啓発を行う</p> <p>対象者: 一般</p> |
| 三重県 | 1 | オゾン層保護に関する普及啓発 | 県の施設に環境省作成のポスターを掲示、パンフレットを配布。 | 県民、フロン類回収業者等 |
| | 2 | フロン回収・破壊法改正の周知 | 県、市町の施設にパンフレットを配布。 | 県民、フロン類回収業者等 |
| 滋賀県 | 1 | パンフレット、ポスターの配布及び掲示 | オゾン層保護推進月間のポスター及び各種パンフレットを各市町、県関係課に配布 | 県民への周知 |
| 京都府 | 1 | フロン回収業者などの関係団体を対象にした講習会の開催 | 改正フロン回収・破壊法の概要、行程管理票制度の概要及び行程管理票の記入方法についての説明を行う。 | 目的:法改正の周知徹底を行うことにより、フロン回収の適正化を図る。 対象者:関連業界団体、第一種フロン回収業者、自治体関係者 |
| | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・京都府広報誌「府民だより」9月号への掲載 ・京都府ホームページへの掲載 | 京都府広報誌、京都府ホームページ等を活用し、9月がオゾン層保護月間であることなどを広報する。 | 対象:一般府民 目的:京都府ホームページ、京都府広報誌に掲載することによりオゾン層保護の重要性を啓発し、併せてフロン回収に対する府民の理解を深める。 |
| | 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター掲示、パンフレット配布 ・府庁等に設置した電光掲示板による表示 | 「オゾン層」啓発ポスターを庁内に掲示するとともに、関係業界団体へパンフレットを配布。府庁等に設置されている電光掲示板に9月がオゾン層保護月間であることを表示。 | 対象:自治体、府民(来庁者)、関係事業者 |
| 大阪府 | 1 | 啓発パンフレット、ポスターの配布及び啓発物品の提供 | 環境省・経済産業省作成の啓発パンフレット、ポスター並びに大阪府フロン対策協議会作成の啓発パンフレットの配布及び環境イベント等における啓発物品の提供 | 目的:法の周知 対象者:府内各市町村、関係団体等 |
| 兵庫県 | 1 | 広報誌の発行 | 兵庫県フロン回収・処理推進協議会で広報誌及びパンフレットを作成し、各事業者及び団体への周知を図る。 また、広報誌を同協議会のホームページにアップする。 | 兵庫県フロン回収・処理推進協議会の会員(主な構成員) ・業務用冷凍空調関係事業者及びその団体 ・消費生活関係団体 |
| | 2 | オゾン層保護・地球温暖化防止フォーラムの開催 | オゾン層保護及び地球温暖化をテーマとしたフォーラムを開催する。 ・開催日:9月26日(金) ・会場:兵庫県看護協会ハーモニーホール(神戸市中央区) ・主催:兵庫県フロン回収・処理推進協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県フロン回収・処理推進協議会会員 ・兵庫県大気環境保全連絡協議会会員 ・地球温暖化防止活動推進員及び協力員 ・一般県民、事業者等 |
| 奈良県 | 1 | オゾン層保護対策推進月間パトロール(フロン類回収業者立入検査) | フロン類回収業者の立入検査を行い、同時にオゾン層保護、改正フロン回収・破壊法の周知を行う。 | 対象者:第一種フロン類回収業登録業者 第一種フロン類回収業登録業者へフロン類が適正に回収されているか立入検査を行い、併せてフロン類の回収がオゾン層の保護に貢献していることを認識してもらう。 |
| | 2 | パンフレット、ポスターの配布 | 県施設、市町村の環境部局、保健所にパンフレット、ポスターを配布し、オゾン層保護、「改正フロン回収破壊法」の一層の普及啓発を図る。 | 対象者:関係機関、県民 県庁県民ホール、県下39市町村、県管轄5保健所でのパンフレットの配布、ポスターの掲示、また、県地場産業振興センターで開催する「環境フェア」でパンフレットを配布し、広く県民への普及啓発を行う。 |
| | 3 | 奈良県の環境情報サイト「エコなら」にオゾン層保護に関するクイズを掲載 | 奈良県環境政策課ホームページ「エコなら」内コンテンツの一つである「エコロジー度チェック」の内容を「オゾン層保護」に関する問題に更新する。 | 対象者:県民 オゾン層の保護に関心を持ってもらうことを目的に、オゾン層保護などに関するクイズを掲載する。 |

| 都道府県・政令指定都市名 | | 実施項目 | 実施内容 | 趣旨(目的、狙い、対象者など) |
|--------------|---|-------------------------------|--|--|
| 和歌山県 | 1 | 普及啓発活動 | オゾン層保護月間啓発ポスターの掲示及びパンフレットの配布 | 県内市町村及び保健所 |
| 鳥取県 | 1 | 普及啓発 | ポスターの掲示、パンフレットの配布 | 市町村等関係機関、一般県民等に普及啓発 |
| 島根県 | 1 | ポスター・パンフレットの配布 | 環境省及び経済産業省が作成したポスターとパンフレットの配布 | 市町村、関係機関、回収業者 |
| 岡山県 | 1 | ポスター・パンフレットの配布 | 県の関係機関及び市町村にポスターの掲示やパンフレットの窓口掲出を依頼する。 | 県民や事業者に周知を図る。 |
| | | フロン回収キャンペーン(ラジオ20秒スポット放送) | 地元AMラジオ局で、20秒のスポット放送を55回実施する。 | 県民や事業者に対して、フロン回収の必要性や法の周知を図る。 |
| 広島県 | 1 | オゾン層保護普及啓発 | ポスターの掲示、パンフレットを配布する。 | 市町等関係機関 |
| | 2 | フロン回収・破壊法の周知 | 第一種特定製品廃棄等実施者に対してパンフレットなどを配布する。 | 第一種特定製品廃棄等実施者に対してフロン回収・破壊法の周知を図ることを目的としている。 |
| 山口県 | 1 | オゾン層保護に関する普及啓発 | オゾン層保護推進月間のポスター及びパンフレットを各市町及び県関係課に配布 | 県民 |
| 徳島県 | 1 | 普及啓発(パンフレット、ポスターの配布及び掲示) | オゾン層保護推進月間のポスター及び各種パンフレットを各市町、県関係課に配布 | 県民 |
| 香川県 | 1 | パンフレット・ポスターの配布及び掲示 | オゾン層保護対策推進月間のパンフレット・ポスターの配布及び掲示。 フロン回収・破壊法のパンフレットの配布。 | 県民、事業者 |
| 愛媛県 | 1 | 普及啓発事業 | オゾン層保護対策推進月間に合わせ、各市町や関係団体等の協力を得て、ポスター貼付、パンフレット配布などにより、周知啓発を行う。 | 県民 |
| 高知県 | 1 | パンフレット、ポスターの配布及び掲示 | オゾン層保護対策推進月間のポスターなどを、各市町村、県関係課(県内5箇所の福祉保健所)に配布。 | 県民・事業者 |
| 福岡県 | 1 | 普及事業 | ポスター掲示 パンフレット配布 改正法関係資料配布 | 対象: 県内の市町村、保健所、フロン回収処理推進協議会会員、建設・解体業者、機器所有者各種団体 |
| | 2 | 啓発活動 | 環境イベントに併せてパネル展示、パンフレット配布等を実施 福岡市(10月) 宗像市(11月) | 対象: 一般の県民 備考: 福岡県フロン回収処理推進協議会の事業として実施 |
| 佐賀県 | 1 | オゾン層保護対策推進月間の周知 | ポスター掲示 パンフレット配布 | 目的:フロン回収破壊法及びオゾン層保護対策推進月間の周知 対象者:県内市町、保健福祉事務所 |
| 長崎県 | 1 | オゾン層保護対策推進月間におけるパンフレット配布による周知 | 業界団体を経由して回収業者に対しパンフレットを配布し、そのことを通じ、併せて廃棄等実施者に対しても周知を図る。 | 回収業者のみならず廃棄等実施者にも周知を図り、適正な処理を目指す。 |
| | 2 | ホームページでの啓発 | 現在ホームページに掲載している内容を新たなものに作り替える。 | 県民に対し広く周知し、フロン類回収の徹底のために協力を訴える。 |
| 熊本県 | 1 | 普及啓発 | 県ホームページへの掲載によるオゾン層保護対策推進月間の紹介 登録業者、関係団体等へのパンフレットの配布 県ホームページへの掲載によるオゾン層保護対策推進月間の紹介 登録業者、関係団体等へのパンフレットの配布 | 県民、事業者 フロン回収業者登録業者等 |
| | 2 | 市町村等への周知 | 研修会においてオゾン層保護対策推進月間を周知するとともに、パンフレット等を配布 | 市町村、一部事務組合 |
| 大分県 | 1 | 啓発活動 | ポスターの掲示およびパンフレットの配布 | 県内市町村および保健所にてポスターを掲示することおよびパンフレットを配布してもらうことでオゾン層保護を広く周知する。 |
| 宮崎県 | 1 | オゾン層対策推進月間の周知 | オゾン層保護対策推進月間のポスター掲示、パンフレット配布等を行い周知を図る | 事業者 |
| 鹿児島県 | 1 | オゾン層保護対策推進月間の周知 | ポスター及びパンフレット等を県関係機関、市町村、関係団体に配布し、掲示・配布を依頼する。 | 関係機関等に配布したポスター及びパンフレット等が、掲示・配布されることにより、県民、事業者等へのオゾン層保護対策の普及・啓発を図る。 |

| 都道府県・政令指定都市名 | | 実施項目 | 実施内容 | 趣旨(目的、狙い、対象者など) |
|--------------|---|--------------------|--|---|
| 沖縄県 | 1 | 説明会の開催 | 改正フロン回収・破壊法に係る事業者説明会の開催 開催日:9月3日(水) 会場:県庁講堂 主催:内閣府沖縄総合事務局、沖縄県 | 改正フロン回収・破壊法の内容及び行程管理票の記入方法の周知 対象:商工会(業務用冷凍空調機器の所有者)、第一種フロン類回収業者、建設業者、解体工事業者等 |
| | 2 | ポスター、パンフレットの配布及び掲示 | 環境省及び経済産業省が作成したポスター、パンフレットの配布及び掲示 | 改正フロン回収・破壊法の内容やオゾン層保護対策に関する普及啓発 対象:県内市町村、商工会、第一種フロン類回収業者、建設業者、解体工事業者等 |
| | 3 | メディア等広報 | 県庁電光広報塔、ラジオ県民室、県広報誌、新聞、パネル展による広報 | オゾン層保護、フロン類回収に関する普及啓発 対象:県民、事業者 |
| 札幌市 | 1 | ポスター掲示・パンフレットの配布 | 関係機関等にポスター及びパンフレットを配布、掲示し、広く普及啓発を図る。 | 市民、事業者 |
| 仙台市 | 1 | パンフレットの配布 | 窓口等にて配布 | 訴求対象:市民・事業者 |
| | 2 | ポスターの掲示 | 窓口周辺に掲示 | 訴求対象:市民・事業者 |
| さいたま市 | 1 | パンフレットの配布 | 窓口にてパンフレットを配布 | 事業者 |
| 千葉市 | 1 | パンフレットの配布 | 窓口にて配布 | 市民・事業者 |
| 横浜市 | 1 | パンフレットの配布 | 窓口にて配布 | 事業者 |
| | 2 | ポスターの掲示 | 窓口周辺に掲示 | 事業者 |
| 川崎市 | 1 | パンフレット配布 | オゾン層保護に関するパンフレットを窓口にて配布 | 市民・事業者 |
| 新潟市 | 1 | パンフレット配布 | 窓口にて配布 | 市民・事業者 |
| 静岡市 | 1 | ポスター掲示 | 庁舎内でポスターを掲示 | 市民・事業者 |
| | 2 | パンフレットの配布 | 窓口等にて配布 | 市民・事業者 |
| 浜松市 | 1 | パンフレットの配布 | 窓口にて配布 | 市民・事業者に対する啓発 |
| | 2 | ポスターの掲示 | 庁舎内掲示 | 市民・事業者に対する啓発 |
| 名古屋市 | 1 | ポスターの掲示 | 市役所にてポスターを掲示。 | (目的) 市民、事業者共にオゾン層及びフロン類について周知する。 (狙い) フロン類の適正回収を促進し、市民にフロン類についての周知を図る。 (対象者) 市民及び事業者 |
| | 2 | パンフレットの配布 | 各区保健所にパンフレットを配布 | (目的) 市民、事業者共にオゾン層及びフロン類について周知する。 (狙い) フロン類の適正回収を促進し、市民にフロン類についての周知を図る。 (対象者) 市民及び事業者 |
| 京都市 | 1 | 啓発活動 | ポスター掲示, パンフレット配布 | 市民・事業者を対象に, オゾン層保護対策の周知を図る。 |
| 大阪市 | 1 | パンフレットの配布 | 窓口にて配布 | 市民・事業者 |
| 堺市 | 1 | ポスター掲示及びパンフレット配布 | 窓口等に推進月間のポスターを掲示し、パンフレットを配布 | 市民・事業者へのオゾン層保護と地球温暖化防止に向けた啓発 |

| 都道府県・政令指定都市名 | | 実施項目 | 実施内容 | 趣旨(目的、狙い、対象者など) |
|--------------|---|-------------------|--------------------|-----------------|
| 神戸市 | 1 | パンフレットの配布 | 窓口にて配布 | 市民・事業者 |
| 広島市 | 1 | パンフレットの配布 | 市役所窓口にて配布 | 市民・事業者 |
| 福岡市 | 1 | ポスター掲示及びパンフレットの配布 | ポスターの掲示及びパンフレットの配布 | 市民、事業者への啓発を行う |
| 北九州市 | 1 | ポスター及びパンフレットの配布 | ポスターの掲示及びパンフレットの配布 | 市民・事業者 |